

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
275	9(2)	<p>分析法の開発について、現時点でまず望まれるのは、地方行政などで効率的に実施が可能な一斉分析法を充実化させ、整備することである。全体的な視野で、優先順位を考慮した検討を行うべきである。</p> <p>また、一斉分析の場合、標準品についても多成分を混合して、標準品混合溶液として用いるのが通例であるが、多成分を混合した場合に生じる現象等(溶液中における各成分の消長や混合溶液を測定することによる分析感度変化等)について重要な知見があれば公表されることを要望する。</p> <p>また、本制度における分析法は、一斉分析法の定量値をもって基準の適否の判断を行うことになるため、定量法に関して、重要な知見等を収集し、情報提供されることを望む。分析結果に基づく行政処分等の判断に当たっては、分析結果についてしかるべき検証が行われていることを確認のうえ実施されるようお願いしたい。</p>	日本生活協同組合連合会 (財)食品産業センター	D69 D76	「不検出」基準を設定した農薬等に関しては、その分析法を告示により示すこととします。
276	9(2)	加工食品の分析に当たっては、サンプル採取方法、抽出などの前処理方法等について、その妥当性を明らかにする方向で検討いただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	加工食品の場合、様々な加工形態があるなど、画一化した手順とはならないことが想定されますが、分析にあたっては、サンプル採取方法や抽出などの前処理方法は妥当な方法で行われるものと考えます。
277	9(2)	分析法の開発にあたっては、一斉分析法を出来るだけ多く採用してほしい。平成16年8月6日に公表された分析法(案)ではGC/MS, LC/MS, LC-MS/MSによる一斉分析法の検討が記載されているが、機能的に優れるGC-MS/MSが外れている理由は何故か。ポジティブリスト制施行時の通知にはGC-MS/MSも使用可能機器として是非加えていただきたい。また、「通知法と同等以上の精度と感度が得られる一斉分析法であれば採用可能」との一文を入れてほしい。	キッコーマン株式会社	D8	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。厚生労働省では、分析法の一例として、開発を進めている分析法やその他の関連情報についてホームページ上に公開(日本語)することとしています。
278	9(2)	モニタリング検査においては既に乾燥加工された農産物も検査対象となっており、乾燥前の水分量を「五訂日本食品標準成分表」に基づいて推定していると思われるが、実際には農産物名が同じであっても日本で標準的な種類とは水分含量が異なるものもある。水分含量等の推定には、実情に即した値を適用していただくよう要望する。	全日本スパイス協会	D85	加工食品の基準適合性の判断は、加工食品として基準の定められたものを除き、原料となる農産物の基準値が判断の基本になり、加工工程を考慮することとしています。科学的なデータの裏付けがあれば、それも含めて判断することになります。
279	9(2)	「不検出」とされているものの分析法と検出限界を示されたい。	中国政府	G19	暫定基準を「不検出」とした農薬等の試験法については告示により定めることとしており、基準の告示の際にお示しします。また、検出限界については、告示の際に通知によりお示しします。
280	9(2)	分析法に関し、現在一部のものについて簡単なチャートしか公表されていない。分析法についてはWTO事務局を通じ加盟各国に連絡されたい。	中国政府	G19	厚生労働省では、本制度に係る分析法の開発を進めてきたところであり、平成16年8月、厚生労働省ホームページ等によってそれまでの検討状況を公表したところであるが、その後の検討状況についても取りまとめ次第、順次公表することとしています。なお、開発した分析法については、分析法により残留農薬規制を行うものではないので、その都度、WTO事務局を通じ輸出国に通知する義務はないものと承知しています。
281	9(2)	分析における「不確かさ」に対する日本の対応状況について示されたい。	中国政府	G19	測定における不確かさについては、コーデックにおいても議論されているところであり、我が国においても調査研究を進めているところです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
282	9(3)	暫定基準の見直しは、5年程度を目安に行うとされているが、国内のマーケットバスケット調査や海外各国資料情報の収集も行うのであれば、必要に応じて随時行うべき。	全国消費者団体連絡会	D18	暫定基準については、マーケットバスケット調査結果などに基づき、優先順位を付して、順次、資料等を収集し、食品安全委員会での評価とともに、薬事食品衛生審議会での審議を行います。
283	9(3)	暫定基準の見直しは、5年程度を目安に行うとされているが、これまで実施されてきた農薬登録制度をふまえ、早急に科学的な根拠にもとづき知見が得られた段階で、基準見直しを進めていくべきである。 (同旨2件)	京都府・十勝農業協同組合連合会等	D2・D20・D49	暫定基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、国内の登録保留基準などを参考に設定しており、現在登録される農薬等について従来どおり使用でき、また適正に使用される限り食品衛生法に定める残留基準を超えることはないと考えます。
284	9(3)	暫定基準の考え方そのものに異議がある。今後どのようなスケジュールで、見直すのか明確に示すべきである。	伊藤 康江	D27	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
285	9(3)	米国の緊急措置に基づく基準(期限付き基準)は、米国において基準値が確定するまでには日本においても基準が出来ている必要がある。また、その他基準値についても、貿易上の観点から、米国に基準が出来るのと時を同じくして設定される必要がある。米国政府としては、日本政府と協力してMRLを設定していく用意がある。	アメリカ合衆国政府	G4	食品中の残留農薬基準を設定する場合、食品安全基本法に基づき食品安全委員会において食品健康影響評価を行います。米国で緊急措置に基づく基準の手続きを進めているもので、我が国に輸出される食品に残留する可能性のあるものについては、適宜、我が国に対し基準設定について要請して下さい。
286	9(3)	米国は現在、特に1996年8月以前に設定された米国基準について、来年の8月を目途に大規模な見直しを行っている。今後、改変されたり、また消去されたりする基準が発生することが予想されることから、これまでの間、米国基準、あるいはWTO通報に十分注意していただきたい。	アメリカ合衆国政府	G4	今後ともWTO通報等海外の状況に関する情報収集に努めます。また米国における基準の設定、変更に関する情報については適宜提供されますようお願いいたします。 なお、暫定基準の基準値を大きくする場合、あらたに基準値を定める場合には、食品安全基本法により食品安全委員会での食品健康影響評価が必要であり、基準設定の要請をお願いします。
287	9(3)	米国で作成されるSection18に基づく基準は、緊急措置に基づくものであるため、該当する基準値が作成された際には、今後も速やかに暫定基準を設定されたい。また、Section18の期限が切れた場合においても、速やかに暫定基準を削除されたい。 (同旨3件)	U.S. Hop Industry・Northwest Food Processors Association等	F27・F28・F29・F30	残留基準設定は食品安全基本法により食品安全委員会での食品健康影響評価が必要であり、諸外国の基準をそのまま受け入れることは困難です。米国等においては緊急時でも登録などの審査が行われており、我が国に輸出される農薬等が残留する可能性があれば、適時に我が国に対しても基準設定について要請をお願いします。
288	9(3)	基本となる分析法(一斉分析法等)については、準備・訓練期間が必要なため、法律施行の6ヶ月前までに公表して頂くようお願いする。逆に言えば、分析法の公表後6ヶ月は法の猶予期間を設けて頂きたい。	社団法人日本植物油協会	D28	本制度の施行は、法律で公布の日(平成15年5月30日)から3年以内と定められおり、法律の改正がない限り変更はありません。厚生労働省では、一斉分析法の開発を進めてきたところであり、分析法および関連情報については順次ホームページで公開していくこととしています。
289	9(3)	大豆は年1回の収穫物であり、05年現在栽培中の大豆が、来年度(06年度)製造納豆の原料となる。新基準施行前に栽培された原料を用い、来年5月以降に製造した納豆が、規制の対象となる。安易に検査項目が拡大されると、検出された際に大きな混乱が生じる可能性が考えられる。少なくとも来年度の検査については、使用実態や残留リスクを踏まえて、項目を絞り込んで行う等、段階を踏んで実施いただくようご配慮願いたい。	全国納豆協同組合連合会	D42	試験の実施に当たっては、使用された農薬等の情報に基づき効果的、効率的に行うものと考えますが、従来と同様、必要と考えられる項目、件数を実施することとしています。
290	9(3)	今後も、継続的で計画的なリスク評価を求めていく姿勢を明確にしてほしい。	生活協同組合東京マイコープ	D44	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
291	9(3)	ポジティブリスト制度は、平成18年5月までに導入されることとされているが、そのためには、周知徹底を含めて、法施行までの十分な期間を確保していただきたい。また経過措置期間などの設定も必要ではないか。(同旨2件)	京都中央農業協同組合・三井物産株式会社等	D6・D17・D20	ポジティブリスト制度に関する周知については、平成15年5月の法公布以来、これまでに3度にわたって行った意見募集やリスクコミュニケーションの機会を通じて行ってきました。また暫定基準等については、本年11月に告示、約6ヶ月間の周知期間を設け、施行することとしています。
292	9(3)	外国で使用される農薬について、その国の残留基準も含めて情報を収集し、公開していただきたい。また、必要に応じて規制見直しに反映してほしい。また、過去の調査結果から分析を優先すべき農薬等を品目別、国別に絞り込んで示していただきたい。(同旨5件)	キッコーマン株式会社・丸紅株式会社等	D8・D13・D24・D26・D66・D76	主な輸出国の残留基準などについては、各国規制当局HPの紹介などを通じて情報提供を行うこととしています。暫定基準等については、マーケットバスケット調査結果などに基づき優先順位を付して、見直すこととしているほか、資料等を添えて基準等の見直しについて要請があれば、残留基準の変更について検討することとしています。また、残留農薬等に関する検査結果については、これまでも取りまとめの上、適宜情報提供しています。
293	9(3)	お茶の製品寿命は長いので、基準の適用時期について、流通にストックが存在する期間を考慮してほしい。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準、米国やEUの残留基準などを参考に暫定基準を設定することから、その適用時期について製品の流通・保管期間を考慮することはできません。
294	9(3)	暫定基準は適時の見直しや追加を行うべきである。	アメリカ合衆国小麦連合会	F6	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
295	9(3)	周知期間中の暫定基準の位置づけについて確認したい。2005年12月から2006年6月までに日本に輸出される果実や野菜について、暫定基準や除外基準を満たすものであれば受け入れられるのか。	ニュージーランド食品安全庁	G2	今般設定する暫定基準は、平成18年5月末に予定されているポジティブリスト制度の施行に合わせて適用されます。
296	9(3)	コーデックスMRLの位置づけについて確認したい。コーデックスのMRLは毎年設定される。暫定基準は5年ごとに見直すとのことだが、4年間のタイムラグが生じる。新しいあるいは改正されたコーデックスMRLについて、公式に暫定基準に組み入れる仕組みはあるのか。	ニュージーランド食品安全庁	G2	平成17年11月の暫定基準等の告示後は、コーデックス基準の設定・改正があっても、暫定基準等の見直しは行いません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
297	9(3)	暫定基準リストは膨大な量のリストであるから、間違いが発覚する可能性が高い。期限を区切って、間違いに関する修正コメントを受け付けるべきである。	アメリカ合衆国政府	G4	既に暫定基準等(最終案)という形でご意見の募集を募ったところであり、このご意見募集の中で、誤記等に関するご指摘も頂いたものと考えます。
298	9(4)	施行後の違反に対する合理的な対応をお願いしたい。基準値をオーバーした場合の処置として、オーバーした原料を使用した加工食品は全て一律に市場から撤去するのではなく、その原料の使用量、その加工食品の摂取量から換算して、ADI以下の場合には注意し、改善するような処置にして頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	残留基準を超える食品にあつては、食品衛生法に基づき販売等が禁止されるものです。また、必要に応じ、回収命令などの行政処分が行われることとなります。
299	9(4)	輸入食品の農薬等の検査体制を強化して頂きたい。問題の発生が予想される輸入農水畜産物については、行政機関で検査体制を強化して、国内で加工される前に結果が判明するよう徹底して頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	輸入時の検査体制については、従来より必要な体制整備に努めてきたところですが、ポジティブリスト制度の導入を踏まえ、検疫所におけるモニタリング検査項目を拡大することを予定しています。なお、食品の安全性確保は、食品衛生法第3条に示すとおり、食品等事業者(輸入者)の責務であることを再度ご認識いただき、今後とも衛生確保に努めていただきたいと思います。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
300	9(4)	消費者、流通・食品加工事業者、マスコミ等に対して、この制度の背景と目的を正確に伝達して頂きたい。特に、風評被害が発生しないよう分かり易い解説をお願いしたい。 (同旨1件)	日本エキス調味料協会・味の素株式会社	D10・D46	厚生労働省では、ポジティブリスト制度について、食品のリスクに関係する者に正確な理解を促すため、全国で開催される意見交換会などの機会を活用し、わかりやすい説明に努めています。
301	9(4)	食品別に分析対象の農薬等を絞り込んで頂きたい。特に、主要な野菜類、畜産物、水産物につき、国産、中国産、その他に分類して、分析を優先すべき農薬等を絞り込んでQ&Aに記載して頂きたい。 (同旨2件)	日本エキス調味料協会・味の素株式会社	D10・D46・D66	検査の実施に当たっては、使用された農薬等の情報に基づき効果的、効率的に行うものと考えますが、各農産品ごとに全ての輸出国の農薬使用実態について把握することは困難であることから、輸入者等の食品等事業者が自ら取り扱う食品の農薬使用実態等を可能な限り把握し、必要な検査を実施すべきと考えます。
302	9(4)	農薬等の原料(農水畜産物)生産者に対する使用基準の遵守と記録の提出等の指導を徹底しペナルティも明確にして頂きたい。 (同旨4件)	日本エキス調味料協会・味の素株式会社等	D10・D46・D69・D76・D80	今後とも農林水産部局と連携して、ポジティブリスト制度の導入を進めて参りたい。なお、農薬等の使用に関しては、農薬取締法等に基づく使用等に関する基準が設定されており、これに違反する場合には、同法等に基づき必要な措置が行われることとなります。
303	9(4)	残留分析の実施とその結果について、以下の疑問点と要望がある (1)ポジティブリスト制度が実施された場合 ・残留農薬等の分析のため市場より検体を収去(サンプリング)するのは、どのような機関か。 ・残留農薬等の分析を実施するのは、どのような機関か。 ・農薬の場合、すべての農産物検体について、設定対象とした農薬をすべて検査するのか。 ・各農産物等について、年間に分析に供する検体数は、現在どの程度で、制度実施によりどの程度になると考えているか。 ・生産団体や流通機関が実施している分析結果や輸入品で海外で実施された分析結果は、どのように評価されるか。それらは、食品衛生法による流通規制判断の対象となるのか。 (2)公的な残留農薬等の分析調査結果は、個々の検体のデータをすべて、インターネットで公開されたい。 (3)残留農薬検出率の公表に際しては、総分析農薬数ベースでなく、検体数あたりの検出率を公表されたい。	反農薬東京グループ	D21	収去を含めた検査の実施に関しては、国内にあつては地方自治体が行い、輸入食品にあつては厚生労働省の検疫所が行うこととなる。また、分析に関しては地方自治体の衛生研究所や厚生労働省の輸入食品・検疫検査センター等で実施されます。 輸入食品については、国が、重点的に監視指導を行う項目及び件数について毎年度「輸入食品監視指導計画」を策定し、国内に流通する食品については、都道府県等において、検査の実施などを含めた「食品衛生監視指導計画」を策定し、公表することとされています。 自主検査に関しては、食品等事業者(輸入者)の責務として自ら取り扱う食品の安全確保を行うために実施するものと考えますが、自主検査の結果、食品衛生法違反が疑われる場合は、行政による検査等の確認を経て、違反か否かの判断が行われます。 なお、残留農薬検査結果については、国内外のデータを含め従来より公表を行ってきたところであり、今後とも継続していきます。
304	9(4)	海外では、国内で適用されない農薬や使用方法で農産物が栽培されており、このことが、残留分析をわずらわしくさせる原因のひとつとなっている。そこで、以下のことをお願いしたい。 (1)海外からの農産物の輸入に際しては、農薬使用履歴の提出を求める。このことは、農薬取締法「農薬を使用する者が遵守すべき基準」で、国内の農薬使用者に求められている事項であるから、貿易障壁としての非難につながらない。 (2)海外諸国に、日本の残留基準等を通告するだけでなく、日本での農薬等の使用状況(例えば、日本での登録農薬名と適用作物の一覧、日本で使用できない農薬等のリスト)の情報を周知させ、できるだけ、日本の使用状況に近づける努力をするよう促されたい。これは努力目標なので、貿易障壁としての非難につながらない。	反農薬東京グループ	D21	(1)農薬取締法に関する事項は、厚生労働省の所管事項ではありませんので、回答は控えさせていただきます。(2)各国で、病害虫や栽培環境が異なるため、その国で生産されるもの全てに日本と同様の農薬使用を求めるのは適切ではないものと考えます。また、ポジティブリスト制度の普及啓発に関しては、食品輸入円滑化推進会議を通じて各国大使館に説明するとともに、制度及び基準(案)についても英語版を作成し、周知徹底を図ってきたところです。